

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 10 日現在

機関番号：14201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730088

研究課題名(和文) 身元保証の実証的研究：企業の身元保証の利用と意識に関する実態調査

研究課題名(英文) Empirical Research on Fidelity Guarantee

研究代表者

能登 真規子 (NOTO, Makiko)

滋賀大学・経済学部・准教授

研究者番号：60378429

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円、(間接経費) 690,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、現代の身元保証の実情を捉えるために、過去20年間の裁判例を分析し、わが国の企業に対する調査を実施した。調査によれば、現在も74.8%の企業が身元保証制度を採用していた。他方で、身元保証の意味合い、用いられ方には、裁判例の分析からも調査結果からも、多様性が確認された。身元保証法(1933年制定)による身元保証人の責任限度の規律は独特で、その責任の有無と責任額を裁判所の裁量に委ねているが、このしくみは関係者を安心させるに至っておらず、改新の必要がある。

研究成果の概要(英文)：This research project aims to study the reality of the fidelity guarantee (Mimoto-Hosho) in Japan based on empirical research. It consists of a case study of judicial decisions on fidelity guarantee in the last twenty years and a questionnaire survey of Japanese companies on fidelity guarantee. According to the survey, 74.8% of the responding companies answered that they adopted the fidelity guarantee system. On the other hand, we recognized that there was diversity of the meanings and applying of fidelity guarantee. The determination method of a guarantor's responsibility based on the Fidelity Guarantee Act which was enacted in 1933 is unique. Courts have limited the range of guarantor's responsibility by judicial discretion based on the Act. But, this method does not work well therefore the parties feel uncertain over the fidelity guarantee system. We have to consider amending the Act on the fidelity guarantee system.

研究分野：法学

科研費の分科・細目：民事法学

キーワード：身元保証 保証人

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究(研究課題「身元保証の実証的研究:企業の身元保証の利用と意識に関する実態調査」)は、現代の身元保証の実態を明らかにすることを目的に実施したものである。とりわけ、各種の先行研究からの知見のみならず、身元保証の利用の具体的な実態を示すデータに基づいた実証的研究を行うことを特徴とする。

(2) 身元保証に関する近年の裁判例の数は(少なくとも、判例集やデータベースに現れるものは)それほど多くはなく、学説の議論も、判例研究を除けば、あまり活発だとはいえなかった。しかし、身元保証に接する機会は現に存在し、その社会的な機能や身元保証契約の法的性質に対して考察を加える必要性がある。そして、そのような分析・考察を行う前に、まずは、身元保証の実態を明らかにすることが不可欠であった。

(3) 身元保証に関する実態調査は、過去に2度、1936(昭和11)年、1963(昭和38)年に実施されている(西村信雄「現代における身元保証の実態(1)~(4完)」立命館法學53号(1964年)28頁、54号(1964年)137頁、65号(1966年)25頁、66号(1967年)16頁等)。本研究は、いわば、3回目の調査を実施しようとするものであった。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、現代における身元保証の位置づけを検証するためのデータを得ること、および、そのデータを分析・検討することであった。そのため、1963(昭和38)年西村調査にならって、被用者に対して身元保証書の提出を求める企業側に質問票に基づく実態調査を実施することを中心的な課題とした。

(2) 実態調査の質問票作成に先立ち、裁判例に現れた身元保証の事例も判例データベースを用いて調べ、検討を加えた。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、裁判に現れた「身元保証」の事例の検討と企業に対する身元保証の実態調査の2つから構成されている。

(2) 裁判例の中の「身元保証」の検討にあたっては、過去20年間の裁判例80,903件から「身元保証」を検索キーワードとして検出した198件の裁判例を確認し、身元保証人が訴訟当事者となった約40件の裁判例を読み込んだ。判決文を読み、争点に沿って裁判例を整理し、現代の身元保証契約の問題点をまとめるといった方式を採った。

(3) 質問票を用いた身元保証の実態調査は、1963(昭和38)年の西村調査との対照が可能となるよう、調査対象とする企業や質問項目を調整した。

1963年調査では『会社四季報』に掲載された上場会社を中心に、全国の約2,700社が選ばれていた(回答数705社、回答率約26%)。今回の調査(2012年調査)でも、業種を絞らず、全国の上場会社3,545社(全上場会社)、非上場会社4,313社に質問票を送付し、上場会社333社(9.4%)、非上場会社592社(13.7%)の合計925社(回答率11.8%)からの回答を得た。

質問票の内容も、基本的には1963年調査の質問項目を踏襲した。質問項目は、大別すると、「1 身元保証制度の採否」「2 身元保証の重要度」「3 身元保証の内容」「4 身元保証契約の期間」「5 契約期間中の使用者の行為態様」「6 身元保証金と身元信用保険」「7 身元保証への期待と現実」「8 身元保証に関する意識」へと分けられる。

身元保証書の様式の提出も求めた。

4. 研究成果

(1) 本研究の中心的課題である実態調査に先立つ、裁判例に現れた「身元保証」に関する分析と検討は、「身元保証の裁判例 過去20年間の裁判例の考察」と題する論文にまとめ、公表した(5. 主な発表論文等〔雑誌論文〕の参照)。

身元保証といえば、1933(昭和8)年制定の「身元保証二関スル法律」(以下、身元保証法)の適用される身元保証契約、被用者(身元本人)が使用者に及ぼした損害を賠償するために身元保証人が締結する契約が典型である。ところが、裁判例に現れたものに限っても、雇用に伴う身元保証にとどまらず、入国・在留のための身元保証、保釈のための身元保証(身元引受)、入所・入院のための身元保証等が存在している。身元保証法は「被用者ノ行為ニ因リ使用者ノ受ケタ損害」に関する身元保証契約に適用されるだけで、すべての「身元保証」を規律するものではない。ここにあげた身元保証には、まったく名目的なものから金銭の支払いを明確に義務づけるものまである。多種多様な身元保証の存在は、結果的に、身元保証人の責任に関し、人々の誤解を招くおそれを生じさせる。

雇用に伴う身元保証にはいくつかの特色が見られた。身元保証については、2004(平成16)年の民法改正により保証契約が要式契約化されるに至る前から、書面がないままでの契約成立は否定されていた。しかし、その反面、保証人の保証意思の明確な表明を求め

るという法改正の趣旨に照らすと、身元保証書が存在するとはいえ、身元保証人の保証意思が十分に確認されているとはいいいがたいような事例も散見された。

身元保証契約の存続期間に関しては、身元保証法に法定の期間が存在するものの、更新が比較的容易に認定されている。被用者がベテランの域に達する場合でも、なお、使用者（企業、会社）がその者に身元保証を求めるとも可能である。しかし、使用者がどの程度、身元保証人の責任の実現を期待できるかは明確ではない。裁判例には、身元保証人に重い賠償責任を命じるものもあれば、大胆に、責任額の減額を行うものもある。

近年、個人による債務の保証、とりわけ、貸金等債務の根保証については、保証人の保護を図る方向での法規制が導入されるに至っている。身元保証は、場合によっては、債務の保証以上に身元保証人に危険をもたらす存在となる場合もあり、民法の中に規定がないとはいえ、放置されてよいものではない。身元保証法の改正を含め、身元保証に関する規制のあり方を考えるべき時が来ている。

(2) 本研究の下で行う調査は、「企業の身元保証の利用と意識に関する実態調査」と銘打って実施した。2012(平成24)年10月、2013(平成25)年1月に質問票を送付し、おおむね2か月の間に上場会社333社(第1回調査)、非上場会社592社(第2回調査)の合計925社から回答の返送を得た。

2013(平成25)年3月には、『身元保証の実態調査《集計速報》』をまとめ、ご要望いただいた協力企業に対し送付した。2012(平成24)年12月には、第1回調査(上場会社対象)の集計速報の内容を中心に、研究会報告も行った。

集計結果の詳細と分析は、2014(平成26)年1月より、研究代表者が所属する機関の紀要にて、公表を開始した(5. 主な発表論文等〔雑誌論文〕の)。

2012年調査では、上場会社3,545社のうち333社、非上場会社4,313社のうち592社、合計925社から回答が得られ、そのうちの687社、74.3%が従業員(被用者)に身元保証書を提出させていると答えた。

本研究の先行研究・先行調査である1963年調査に関し、西村信雄は「身元保証は、徳川時代の『人請』の遺物であり、わが国における永年にわたる伝統的慣行が残存しているにすぎず、今日においてはすでに形骸化し、被用者を採用するに際して、いわば惰性的に慣用されている形式的手続にすぎない」と指摘していた(前掲・西村(4完)41頁)。本研究

の調査結果は、まず、半世紀を経た今日に至ってもなお、身元保証の慣行が廃れていないことを示した。そして、同時に、身元保証を実施していない会社の割合が増加したこと(1963年調査では705社中42社の6%であったが、2012年調査では925社中231社の25%であった)身元保証の形骸化・形式的手続化という特質がより強まったことも明らかにした。

従業員(被用者)の引き起こした損害について身元保証人をその担保として位置づけるのであれば、その従業員の雇用が継続している以上、身元保証契約の更新が必須とまでは必ずであるが、そこまで徹底している会社は少ない。身元保証人に対する請求が現実化することも多くはなく、さらに、身元保証書に署名押印する人物に求める要件も緩和される傾向が見られた。2012年調査は、結果的に、身元保証の契約としての曖昧さを示すものとなった。

わが国の民法の保証に関する規定は、フランス民法典の旧規定を参照したものであり、もっぱら債務の保証を対象としていた(西村信雄編『注釈民法(11)』有斐閣(1965年)143頁等)。身元保証法は、江戸時代の人請に由来する、民法上の保証とは異なる、特殊な保証に対応するため、主として身元保証人を保護するために制定されたものであった。

当時までのわが国の身元保証に関する実態として、広汎な責任を負わせる文言を用いながらも、具体的紛争においては身元保証人の責任を限定するという実務が存在したためか、制定された身元保証法の条文も、裁判所が柔軟に用いることができるようなものになっている。しかし、このような、責任範囲においても強度においても曖昧な法的拘束力を有する身元保証をそのまま、現代的な契約として位置づけることには、下記のとおり、いくつかの困難や疑問点が生じることがわかった。

- ・被用者が身元保証人の保証意思の確認を行うことは稀であるが、仮に、それを行うとしても、その保証内容を具体的に確定することはできない。現に存在する、あるいは、将来存在しうる債務を担保する合意ではないため、個人の根保証契約のような保護の方法は適用しづらい。
- ・身元保証は、今日、親を中心とする近親者が行うことが多い。そのうえ、たとえば「上記本人の一身上に関する一切を引き受け、万一本人の行為により貴社に損害を及ぼしたときは、身元保証人として、本人と連帯して損害を賠償いたします。」というような包括的な責任内容を定める文言が用いられる。過度に広範なものとなる可能性のある責任を、自由意思による契約締結を

- 期待しづらい立場の者が引き受けている。
- ・責任無能力者の監督義務者〔民法 714 条〕
でさえ、責任の根拠としてその監督義務の違反の存在が問題となるが、身元保証人は、責任能力のある被用者、成年者である被用者に対する監督義務を負わないにも関わらず、賠償責任を引き受ける。責任の根拠は唯一、身元保証書への署名押印である。
 - ・毎年締結されているであろう膨大な身元保証の件数に比べると、裁判例に現れた身元保証の件数は非常に少ない。身元保証法は裁判所に身元保証人の責任の限度を定めさせることにより身元保証人の保護を図る法律でもあるが、裁判に至ることなく、身元保証人が使用者の請求のままに損害賠償を済ましているケースが多数存在することが考えられる。身元保証法が期待されている役割を十分に果たしていない可能性がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3 件)

能登 真規子、身元保証の裁判例(1) 過去 20 年間の裁判例の検討、彦根論叢 392 号、2012、pp.4-19.

<http://www.biwako.shiga-u.ac.jp/eml/Ronso/392/ното.pdf>

能登 真規子、身元保証の裁判例(2・完) 過去 20 年間の裁判例の検討、彦根論叢 393 号、2012、pp.50-65.

<http://www.biwako.shiga-u.ac.jp/eml/Ronso/393/ното.pdf>

能登 真規子、現代の身元保証(1) 2012 年度実態調査、彦根論叢 399 号、2014、pp.156-171.

<http://www.biwako.shiga-u.ac.jp/eml/Ronso/399/ното.pdf>

6. 研究組織

(1)研究代表者

能登 真規子 (NOTO, Makiko)

滋賀大学・経済学部・准教授

研究者番号：6 0 3 7 8 4 2 9

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：